

③いじめ防止対策アクションプラン

～あたたかい心でつながるつくみっ子の育成を目指して～



1. 津久見市のいじめの現状

(R1度2学期末現在)

	年度	児童・生徒数	いじめ認知件数	解消件数	解消率
小学校	H29	712	34	24	70.6%
	H30	666	50	42	85.0%
	R1	659	43	43	100.0%
中学校	H29	395	11	6	54.5%
	H30	360	16	14	87.5%
	R1	348	24	23	95.8%

【めざす津久見っ子の姿】

- ★ 夢や志をもち、未来に向かって挑戦し続ける津久見っ子
- ★ 知・徳・体の調和がとれた生きる力を身につけ、人とのつながりを大切にしながら力強く生きていく津久見っ子
- ★ ふるさとに誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する津久見っ子

1. 「未然防止」の取組の推進

(1) 絆を感じ合うことができる集団づくり・仲間づくりの推進

- ①教師が「いじめは絶対に許さない」という基本姿勢を貫きます。
- ②落ち着いた生活環境を子どもたちに保障します。
- ③魅力的な授業づくり・学級づくりを推進します。
- ④保護者との信頼関係を築きます。
- ⑤「気になる」児童・生徒を見守ることができる体制づくりを推進します。

(2) 「学級集団の状態をとらえる力」・「気づきの力」を高める取組の推進

- ①相談活動の充実を図ります。
 - ◆生活ノート等の活用⇒担任と子どもをつなぐ。子どもの思いに「よりそう」
 - ◆班ノート等の活用⇒子どもを仲間とつなぐ。安心できる心の居場所の一つとして。
 - ◆スクールカウンセラーの活用⇒可能な限り1学期の早い時期に一人ひとりと面談。
(中学校一年生は全員面談)
- ②「Hyper-QU」調査を有効に活用します。(小学校3年生から中学校3年生まで)

2. 「早期発見」「早期対応」の取組の推進

(1) いじめのサインへの気づき【早期発見の手立て】

- ①子どもの様子や変化の「観取り」(みとり)を積極的に行います。
- ②情報収集を積極的に行います。
- ③相談活動の充実を図ります。

(2) 早期対応の取組

- ①「いじめの認知をためらわない」ことを重視します。
- ②「報・連・相」の徹底を図ります。
- ③「聞き取りシート」を活用します。
- ④各種関係機関との連携を深めます。

3 聞き取りシート(小学生用) 記入日: 平成 年 月 日

【 年 組 番 氏名 】

いじめの状況聞き取りシート

日 時	月 日 ()	概 要
場 所		
誰 が直接加わった人		
周りで見ていた人		
止めようとした人		
そ の 他 の 人		

具体的な状況図

状況説明

番号	相手の言動	自分の言動	自分の感情
1			
2			
3			
4			
5			

3. 「組織的対応」の取組の推進



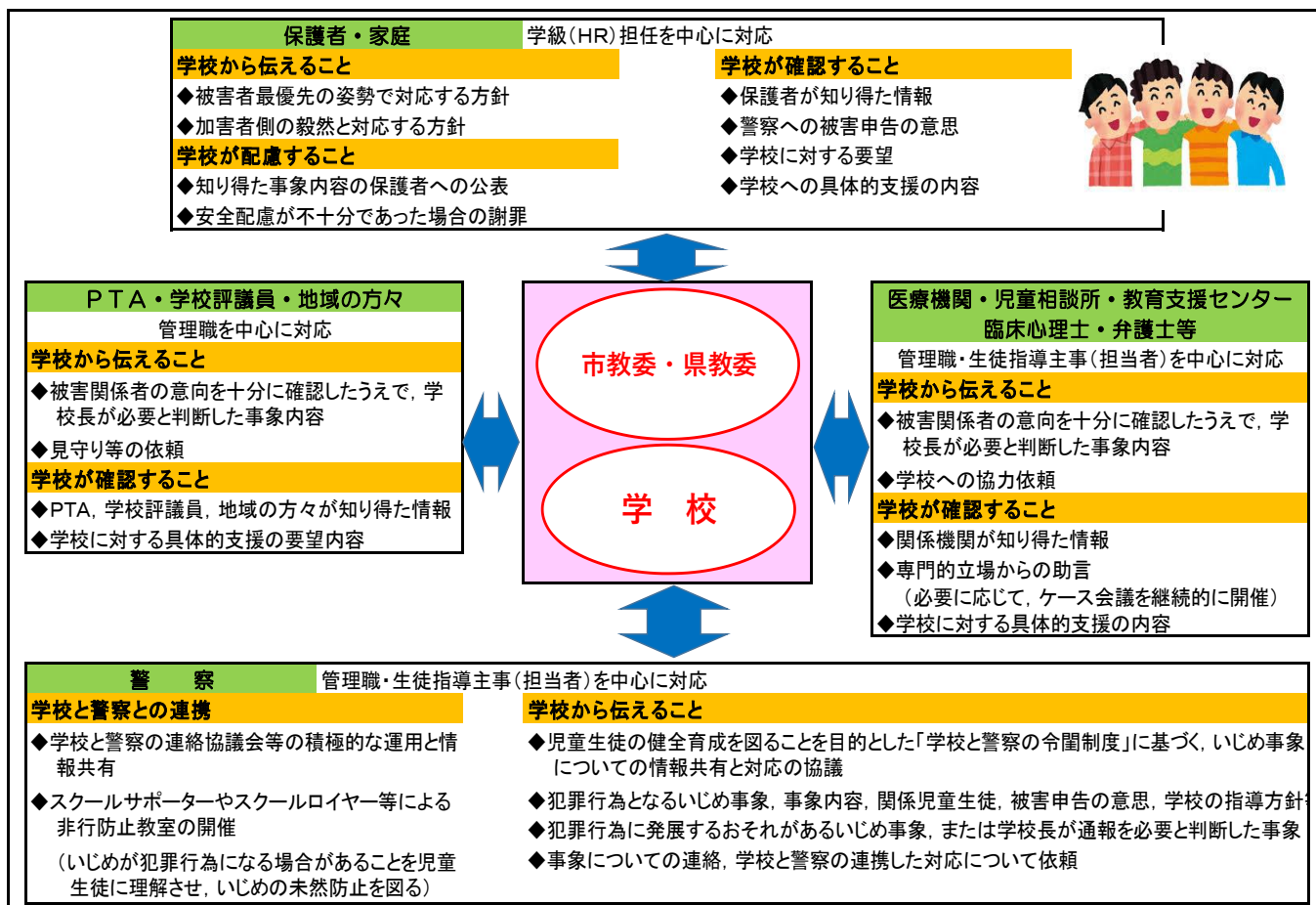
具体的な指導・支援へ

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

	被害者への支援	加害者への指導	友人・知人(観衆・傍観者)への指導・支援
教師の対応	共感的に受け止める姿勢で対応	毅然とした態度で対応	みんなを守るという姿勢で対応
伝えること	- 学校として「何としても守る」という姿勢を示すこと - プライバシーの保護に十分配慮すること	- いじめは消して許されない行為であること - いじめられた側の心の痛みを配慮すること - 自分の行為が重大な結果につながったこと	- いじめられた側の心の痛みを配慮すること - いじめを認知した時、大人に通知する勇気を持つこと - プライバシーの保護に十分配慮すること
確認すること	- 身体の被害状況(負傷している場合、病院での診療状況) - 金品の被害状況 - 警察への被害深刻の意思 - カウンセリングの必要性 - 教育支援センター(適応指導教室)での対応の必要性	カウンセリングの必要性	カウンセリングの必要性
留意すること	- 再発や潜在化 - PTSD自殺危険度のアセスメント	- 加害の心理的背景 - 加害者が被害者になること	観衆、傍観者も被害者になること

いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、解決の方法を考えて迅速に対応する

4. 「保護者・関係機関との連携」の取組の推進



5. 「つくみっ子みんなで守ろう！」の取組の推進（情報モラル）

つくみっ子みんなで守ろう！




早寝・早起き・朝ごはん！

● 就寝

小学校1～3年生 夜9時
小学校4～6年生 夜10時
中学生 夜11時

までに必ず寝ましょう。

● 朝ごはん

毎朝しっかり食べて、
脳と体を元気にしよう。

朝ごはん

つくみっ子の自慢は元気なあいさつです！

「おはようございます。」「こんにちは。」「ありがとう。」

おはようございます

こんにちは

ありがとう

あ、つづはいいね！

情報機器の使用 (メール・ゲーム等) は、

小学生 夜9時まで
中学生 夜10時まで

OFF

通信機器の使い方「つくみっ子を守る10か条」

- 1 自分や友達の電話番号やメールアドレスをむやみに教えない。
- 2 夜10時以降は他の人に通信(電話・メール・ライン等)をしない。
- 3 通信機器の保管場所は居間(家族がそろう場所)にする。
- 4 ネットで知り合った人とは連絡を取り合わない。絶対に会わない。
- 5 人の悪口は絶対に書き込まない。
- 6 勉強中・食事中は通信(電話・メール・ライン等)をしない。
- 7 必ずフィルタリングサービスを利用する。※有害サイトの利用はしない。
- 8 変なメールや知らない人からのメールは必ず保護者に見せる。
- 9 ケイタイ(スマートフォン等を含む)は学校に持ち込まない。
- 10 会員登録等の個人情報登録は、有料無料に関係なく保護者の許可を取る。

※上記の通信機器には、パソコン・ゲーム機で通信できるものをすべて含む。

津久見市青少年健全育成市民会議・津久見市連合PTA・津久見市教育委員会・津久見ライオンズクラブ

いじめ事案(重大事態発生時)の対応

重大事態発生

学校

※重大事態

- ①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
- ★児童生徒、保護者からいじめを受けて重大事態に至った旨の申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとみなす。

県教委

発生報告

市教育委員会

発生報告

市長

★調査の主体を判断する
事実確認の調査（法第28条）

津久見市
いじめ問題専門委員会

以下の場合、学校設置者（市教育委員会）の第三者委員会による調査（法第28条）

- 事案の経過、特性、訴え等から学校主体の調査では十分な結果が得られないと設置者が判断する場合。
- 学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合。

学校
いじめ対策委員会

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、関係
教員、養護教諭、スクールカウンセラー 他



S S W、心理・福祉などの外部専門機関

調査結果の報告

県教委

報告

情報提供

情報提供

保護者
児童生徒

調査結果の報告

（法第30条第1項）

※希望に応じ児童生徒又は保護者の所見を添付

市長

再調査について検討指示

★再調査の必要性

〔市長が必要と認めた場合〕

→ 調査組織

〔市長の下に設置〕

→ 再調査

（法第30条第2項）

再調査結果の報告

市議会

報告

（法第30条第3項）

必要な措置

（法第30条第5項）

学校